

# いわき卓球協会規約

(名称)

第1条 本会は、いわき卓球協会（以下「本会」という。）と称する。

(事務局)

第2条 本会の事務局は、会長の指定する場所に置く。

(目的)

第3条 本会は、卓球競技を健全に普及・発展させ技術の向上と会員の親睦を図るとともに、あわせていわき市民のスポーツの振興に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 各種競技会、講習会、強化練習、指導者研修会の開催
- (2) 福島県卓球協会及び財団法人福島県体育協会並びにいわき市体育協会との事業協力
- (3) いわき地区中学校体育連盟、その他卓球関係諸団体への協力と援助
- (4) 上級大会への役員・選手の派遣
- (5) 本会の発展に功績のあった役員及び指導者並びに優秀選手等の表彰は、役員  
の総意をもって、その都度決定するものとする
- (6) その他本会の目的達成に必要な事業

(会員)

第5条 本会の会員は、原則としていわき地区在住者で、本会の目的に賛同し、本会に登録した者とする。

(活動)

第6条 本会は、福島県卓球協会いわき支部及びいわき体育協会の加盟団体としてそれぞれの活動を行う。

(役員)

第7条 本会に次の役員を置く。

- |           |           |
|-----------|-----------|
| (1) 会 長   | (7) 監 事   |
| (2) 副 会 長 | (8) 事務局長  |
| (3) 理 事 長 | (9) 事務局次長 |
| (4) 副理事長  | (10) 会 計  |
| (5) 常任理事  | (11) 会計補佐 |
| (6) 理 事   |           |

2 本会は、理事会の承認を得て、名誉会長・顧問・参与等を若干名置くことができる。

(役員を選出)

第8条 会長・副会長は、理事会において選任する。

第9条 理事は、地域・職場等を考慮して三役会において推薦する。

第10条 理事長・副理事長・常任理事・事務局長・事務局次長及び会計は理事会の承認を得て、会長が委嘱する。尚副理事長に於いては、一般・高体連委員長・中体連委員長があたる。

第11条 監事は、理事会の承認を得て、会長がこれを委嘱する。

- 2 監事のうち1名は、いわき地区高体連卓球専門部副委員長をもって充てるものとする。

(役員職務)

第12条 会長は、本会を代表し、会務統括する。

第13条 副会長は、会長を補佐し、会長事故ある時はその職務を代行する。

第14条 理事長は、会長の命を受け、すべての会務を執行し、会長・副会長がともに事故あるときはその職務を代行する。

第15条 副理事長は、理事長を補佐し、理事長事故ある時は、その職務を代行する。

第16条 常任理事は、理事長を補佐し、分掌事務を遂行する。

第17条 理事は、理事会を構成し、会務を処理する。

第18条 監事は、会計を監査する。

第19条 事務局長は、理事長の命を受け事務を処理する。

- 2 事務局次長は、事務局長の命を受け事務の執行を補佐し、事務局長が事故あるときは、その職務を代行する。
- 3 会計は、事務局長の命を受け庶務会計を処理する。

(役員任期)

第20条 役員任期は2ヶ年とし、再任を妨げない。ただし、補欠によって選任された場合は、その前任者の残任期間とする。

- 2 役員は、任期が満了しても後任者が就任するまでその職務を行う。

(会議)

第21条 本会に、次の会議（以下「役員会」という。）を置く。

- (1) 理事会
- (2) 常任理事会
- (3) 三役会

第22条 理事会は、本会の決議機関であり、第7条の役員をもって構成し、次の事項を審議・決定する。

- (1) 規約・規定等の制定、改正及び改廃
- (2) 事業計画並びに予算の決定
- (3) 役員を選出
- (4) 会務報告並びに決算の承認
- (5) その他の重要事項

2 理事会は、年一回開催することを原則とし、会長がこれを招集する。ただし、必要に応じて臨時に招集することができる。

3 理事会の議長は、会長がこれにあたる。

4 理事会は、3分の2以上の役員の出席をもって成立し、その議決は、出席者の過半数をもって決する。可否同数の場合は、議長の決するところによる。

第23条 常任理事会は、会長・副会長・理事長・副理事長・常任理事及び事務局長・事務局次長及び会計をもって構成し、次の事項を審査する。

- (1) 理事会より委任された事項
- (2) 理事会を開催するいとまのない緊急事項
- (3) 専門部より提案された事項
- (4) 会長が特に必要と認めた事項

2 常任理事会は、必要に応じ会長がこれを招集する。

3 前条第3項及び第4項の規定は、常任理事会においてこれを準用する。

4 常任理事会において決定された事項は、後日理事会に報告しなければならない。

(専門部)

第24条 三役会は会長・副会長・理事長及び事務局長をもって構成し、円滑な事業推進の原案作成にあたる。

第25条 本会の事業を円滑にするため、次の専門部を置く。

- (1) 強化部
- (2) 審判部

2 各部には、部長及び副部長を置き、常任理事会及び理事の互選により会長がこれを委嘱する。

3 専門部の事業は、原則として役員会で決定するものとする。ただし、緊急やむを得ないものについては、会長・副会長及び理事長の承認を得てこれを実施し、後日役員会に報告し了承を得るものとする。

(登録)

第26条 本会に登録する会員は、本会に登録料を納付して登録しなければならない。

2 登録料の額は、理事会の議決により定める。

第27条 本会に登録しなければ、本会または福島県卓球協会及び日本卓球協会の主催する競技会に参加することができない。

2 登録をするには、日本卓球協会・いわき卓球協会いずれかを選択できる。

注) 日本卓球協会・福島県卓球協会以上の大会 いわき卓球協会・いわき地区内の大会

第28条 本会の登録は、毎年これを更新するものとする。

2 登録の期間は、本会の会計年度の期間と同じとする。

(経費)

第29条 本会の経費は、登録料・補助金・寄付金及びその他の収入をもってあてる。

(会計年度)

第30条 本会の事業及び会計年度は、毎年4月1日に始まり3月31日に終了する。

附 則

1 この規約は、昭和59年1月1日から施行する。

平成 8年2月24日一部改正

平成10年2月27日一部改正

平成14年2月19日一部改正

平成20年5月28日一部改正

平成22年5月31日一部改正

平成24年5月31日一部改正